

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
第36回理事会議事録

1. 開催日時：令和2年3月30日（月）午後3時00分
2. 開催場所：東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号会議室（岸清一メモリアルルーム）
3. 出席者数：理事総数 35名 出席理事数 29名
監事総数 2名 出席監事数 1名
4. 出席者氏名：名誉会長 御手洗 富士夫
理事 森 喜朗、武藤 敏郎、布村 幸彦、河野 一郎、山脇 康、
荒木田 裕子、中森 邦男、谷本 歩実、田中 理恵、成田 真由美、
横川 浩、ヨーコ ゼッターランド、高島 なおき、河野 雅治、
松本 正義、蛭川 実花、高橋 治之、鈴木 大地、津賀 一宏、
泉 正文、遠藤 利明、王 貞治、潮田 勉、小山 くにひこ、
東村 邦浩、豊田 周平、福井 烈、馳 浩、丸川 珠代

監事 佐藤 敦

5. 議事の経過の概要及び議決の結果

上記のとおり定足数の出席があったので、定刻、定款第33条第1項の規定に基づき代表理事（会長）森喜朗氏が議長席に着き開会を宣し、挨拶をした後、本理事会の進行役として理事武藤敏郎氏を指名し、武藤敏郎氏はそれを承諾した。

進行役は、まず、公式映画作成のための映像素材を撮影するため、河瀬監督のグループが理事会の様子を撮影する旨を報告し、本日撮影された映像及び当該映像を撮影する際に得た情報は、公式映画のためのものであり、公式映画以外には使用しない旨、また、実際に本日の映像を使用することになった場合には、改めて必要な調整を行う旨を報告した。

その後進行役は、直ちに下記報告事項の報告及び議事の審議に入った。

〔報告事項〕

1. 大会の延期に伴う対応

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1-1記載のとおり、令和2年3月22日に、当法人の森会長及びIOCバハ会長が電話会談を行い、大会の中止はあり得ないこと及び延期を含めた複数のシナリオの検討を始めることとし、約4週間で結論を出すことについて合意した旨報告した。

続いて、令和2年3月24日に、安倍総理、当法人の森会長、IOCバハ会長及び小池都知事が電話会談を行い、大会中止が選択肢にはないことを確認した上で、延期とせざるを得ないこと及び遅くとも令和3年夏までの実施に向けて具体的に検討していくことで一致した旨報告した。

続いて、令和2年3月26日に「新たな出発 東京2020大会実施本部」を発足した旨報告した。

続いて、新たな出発にあたっての検討事項、延期作業のイメージ及び当面なすべきことについて報告した。

続いて、既に東京都、国、関係自治体、IF/NF、NOC/NPC、パートナー等に対し、当法人の森会長からメッセージを発出済である旨報告し、①ボランティア、②聖火ランナー、③チケット、④テストイベント、⑤調達、⑥「東京2020」の名称に関する対応について報告した。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策について報告した。

2. 東京2020聖火リレー

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1-2記載のとおり、まず、東京2020オリンピック聖火リレーの採火式について、その日時、場所及び実施内容を報告した。

続いて、東京2020オリンピック聖火リレー引継式について、その日時、場所及び実施内容を報告した。

続いて、東京2020オリンピック聖火リレー到着式について、その日時、場所及び実施内容を報告した。

続いて、「復興の火」の展示について、その日程と場所及び実施内容を報告した。

続いて、東京2020オリンピック聖火リレーの延期について、令和2年3月24日に発表された東京2020大会の延期に伴い、東京2020オリンピック聖火リレーも延期を決定し、グランドスタートも延期した旨報告した。今後、新たな聖火リレーの日程、準備を進める旨報告した。

続いて、現在聖火ランナーに決定している方々については、新たに聖火リレーがスタートする際、優先的に走行して頂くよう配慮する旨報告した。

なお、東京2020パラリンピック聖火リレーについても、東京2020オリンピック聖火リレーと同様の取扱いを行う旨報告した。

また、パートナー各社、各都道府県の聖火リレー実行委員会、関係者の皆様には、引き続き聖火リレーの実施に向けて協力をお願いしていく旨述べた。

上記の報告事項の終了した後、議長の指示により進行役は意見交換に入った。意見交換では、今後の広報展開について、大会延期に伴うアスリートへのケアについて、スポンサー企業への配慮について、大会延期に伴う追加費用について等の意見交換がなされた。

〔決議事項〕

議案 2020年度事業計画書暫定案・収支予算暫定案

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-1記載のとおり、当法人の2020年度事業計画書の概要（暫定版）を説明した。

なお、当法人の2020年度事業計画書（暫定版）の全体については、別紙資料4-6記載のとおりである旨説明した。

続いて、当法人の費用と共同実施事業の関係（暫定案）、当法人の2020年度予算概要キャッシュフローベース（暫定案）、共同実施事業の2020年度予算概要キャッシュフローベース（暫定案）2020年度正味財産増減予算書（暫定案）及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（暫定案）の内容を説明した。

その後議長が、当法人の2020年度事業計画書暫定案及び収支予算暫定案を別紙資料2-1及び4-6記載のとおりとすることにつき、その承認を議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

〔その他報告事項〕

3. 競技会場等における持ち込み禁止物品、禁止行為、遵守行為

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料3-1記載のとおり、競技会場・非競技会場における持込禁止物品22項目、禁止行為32項目、遵守行為7項目については、別紙資料3-1の「別紙」にそれぞれ記載のとおりである旨報告し、作成に至るまでの検討状況を報告した。

続いて、各種規程について、持込禁止物品については、暑さ対策の観点から、東京大会における特例

として、大会初となる飲料の持込みを可とした旨報告し、禁止行為及び遵守行為については過去大会を参考に規定した旨報告した。

また、事前の周知が非常に重要と捉え、公式Webサイト、観戦ガイド、大会アプリその他SNSやサイネージ等を活用する旨報告し、広く浸透させるためにキャッチフレーズを設定した旨報告した。

上記の報告事項の報告が全て終了した後、議長の指示により進行役は意見交換に入った。意見交換では、競技会場での飲食について等の意見交換がなされた。

その後、議長の指示により進行役は、本日配付した別紙資料4-1乃至4-6の各内容については、当該資料の配付をもって報告したものとする旨報告した。

以上をもって本理事会における全議案の審議を終了したので、議長が挨拶をした後、午後4時30分閉会を宣した。

上記議事の経過の要領及びその結果を記載し、本議事録を作成し、一般法人法第197条により準用する同法第95条第3項及び定款第36条第2項の規定に基づき、出席した代表理事（会長）及び監事が以下に署名又は記名押印する。

令和2年3月31日

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会